

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十九年十二月十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成十九年六月二十日第八〇一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十二月五日第六八三七号

三 開発区域に含まれる地域

葛城市兵家一四四一番地ノ五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

葛城市兵家一七一番地ノ二

尾上實

一 許可番号

平成十九年九月六日第八〇一九六号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十二月六日第六八三八号

三 開発区域に含まれる地域

五條市田園三丁目二八番地ノ九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市本町一丁目六番一号

谷田芳典

一 許可番号

平成十九年十月九日第八〇一一八号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十九年十二月五日第六八三六号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十九年十二月五日第四二七六号

三 開発区域に含まれる地域

檀原市法花寺町六五番地ノ四及び六六番地ノ一並びに高殿町五八七番地ノ一及び六
〇五番地ノ一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

桜井市大字芝一〇二九番地ノ一

三幸商事株式会社 代表取締役 松浦眞佐人

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 檀原市法花寺町六五番地ノ四並びに高殿町五八七番地ノ一及び六〇五番地ノ

一の各一部

下水道 檀原市高殿町五八七番地ノ一の一部